

# 日本中国当代文学研究会会報 投稿規程

日本中国当代文学研究会の会報における投稿・執筆依頼及び掲載は以下の規定によって行うものとする。

1. 日本中国当代文学研究会会報への投稿は、会員（正会員、学生会員、準会員、読者会員）による未発表の原稿に限る。
2. 原稿は、投稿もしくは編集委員会の依頼によるものとし、いずれの場合も掲載の可否は編集委員会が決定する。
3. 原稿の掲載にあたって、原稿料は支払わない。ただし執筆者に対し、以下に定める部数の掲載号を贈呈する。

論文 5 部、研究ノート・資料等 3 部、例会報告 1 部、その他 1 部（ただし一執筆者への贈呈は上限 5 部とする）

4. 原稿の締切りは 8 月 30 日とする。ただし執筆の意思表示を、原則として 5 月末までに行う。提出ならびに連絡先は、編集長もしくは事務局とする。
5. 原稿の字数は、40 字 × 33 行 = 1320 字/頁で以下の通りとする。

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 論文        | 12 頁以内 |
| (2) 研究ノート・資料等 | 7 頁以内  |
| (3) 例会報告      | 1 頁程度  |

（注）本文に組み込まれた図表や余白等は含むが、注、参考文献は含まない。

体裁基準の詳細は、当研究会ホームページの会報欄を参照のこと。なお、原稿書式を下記よりダウンロードして使われたい。

<http://dangdaiwenxue.sakura.ne.jp/kaihou/form.docx>

6. 校正は編集委員会の責任とする。

2005 年 10 月 1 日制定  
2006 年 11 月 5 日改訂  
2014 年 4 月 19 日改訂  
2019 年 5 月 18 日改訂  
2022 年 4 月 30 日改訂  
2024 年 4 月 20 日改訂

※ 本会報の電子化公開に伴い、掲載論文及び研究ノートの著作権は日本中国当代文学研究会に帰属するものとする。転載を希望する場合には当会の許諾を必要とする。